

**米国製造業株式ファンド（愛称：US ルネサンス）
2020年3月10日における基準価額変動について**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2020年3月10日、米国製造業株式ファンドの基準価額が前営業日比5%以上下落いたしましたので、ご報告申し上げます。

2020年3月10日の米国製造業株式ファンドの基準価額は29,065円となり、前営業日比-2,359円、-7.51%となりました。今回の基準価額の変動の主な理由は、以下の通りです。

3月10日の基準価額は株式市場が大きく下落したことから5%を超える下落となりました。3月10日の基準価額算出の基準となる3月9日の株式市場は、欧州で感染拡大が見られるなど新型コロナウイルスの影響が広がる中、原油価格の急落が投資家のセンチメントを一気に悪化させました。そのような状況下、安全資産とされる米国債の利回りが大きく低下するなど質への逃避が進んだ一方、米国株式市場では急落に伴い一時売買が停止されるなど、株価は大幅に下落しました。

3月10日の外国為替市場は、各国政府に対する経済対策への期待から投資家のリスク回避姿勢が後退し、ドル高円安となりました。株式市場の下落により当ファンドの基準価額も大きく下落しました。今後の展開につきましては、引き続き慎重に注視して参る所存です。

主要指数等の動き

	2020/03/06	2020/03/09	変化率
S&P500種指数	2,972.37	2,746.56	-7.6%

出所：Bloomberg

	2020/03/09	2020/03/10	変化率
米ドル(対円)	102.01	103.28	+1.2%

基準価額算出時使用レート(TTM)

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜ファンドのリスク＞

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「株式の発行企業の信用リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」、などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

■ 直接ご負担いただく費用

○購入時手数料:

3.3%(税抜 3.0%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を購入申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○信託財産留保額:換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

■ 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年1.87%(税抜年1.70%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

○マザーファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおいて運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。その額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、年率0.53%を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

● 設定・運用は

BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号

[加入協会]一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

/ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、2020年4月1日をもって商号を「BNY Mellon・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更する予定です。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。